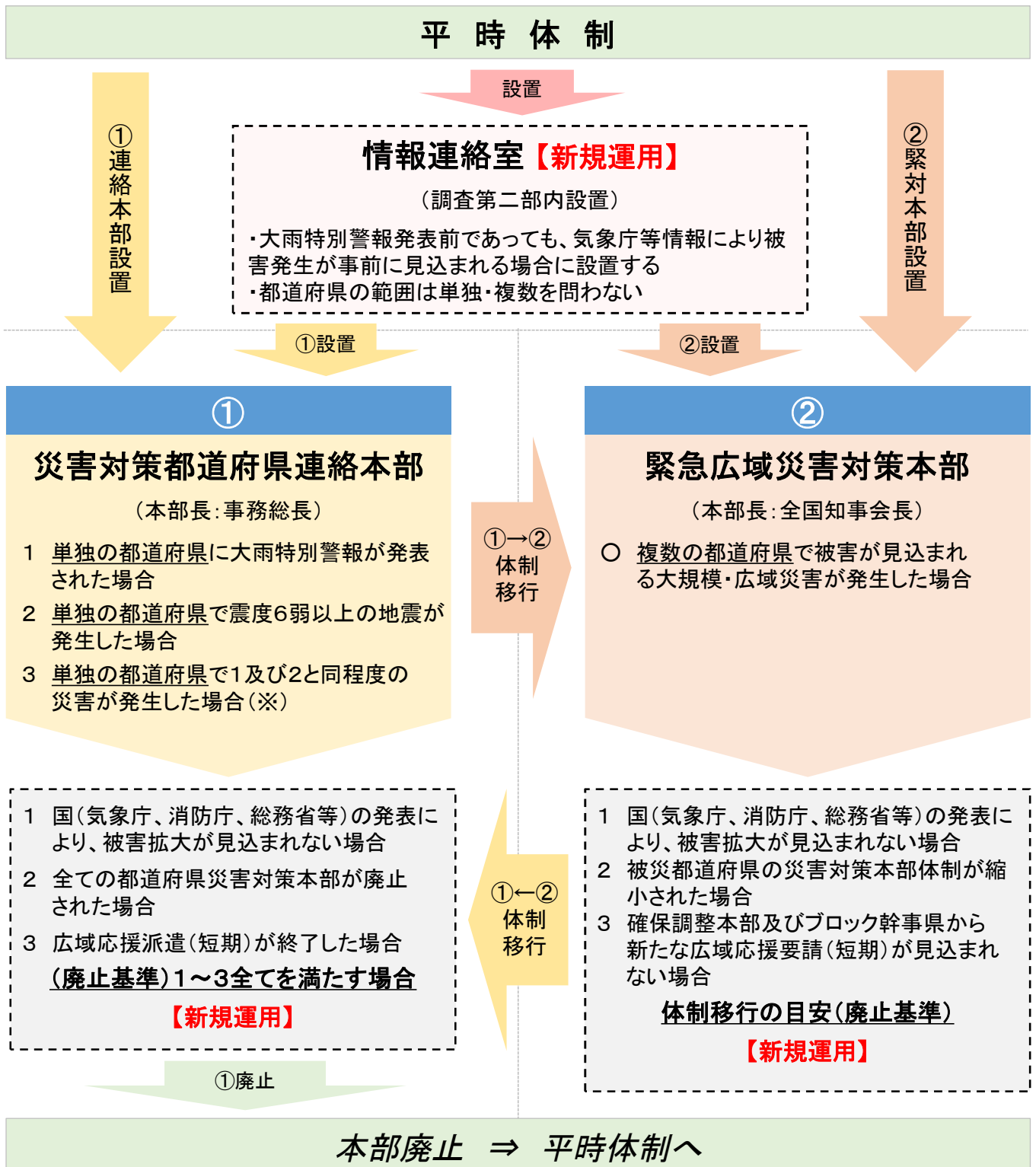


「災害対策都道府県連絡本部」及び「緊急広域災害対策本部」の設置及び運用について、近年の自然災害激甚化・頻発化を踏まえ、下記のとおり運用する方向で調整を行う。



※ 暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪・津波・火山・地震に係る特別警報の他、国民保護法が適用される事態等をいう。

【今後のスケジュール】

- ・「災害対応に係る本部設置及び運用素案(資料7)」について特段の意見等がありましたら、**10月27日(火)まで**にご提出ください。
- ・「危機管理体制の見直し(資料6)」及び「災害対応に係る本部設置及び運用素案(資料7)」を踏まえて(改定版)協定実施細目作成・各都道府県あて通知 → **10月末発出予定**